

保護者 各位

春日部市長 岩谷 一弘
(公印省略)

子育てのための施設等利用給付認定に係る現況確認書類の提出について（依頼）

日頃より本市の子育て支援施策にご理解ご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、現在の各家庭における保育の必要性を確認するため、下記のとおり提出をお願いいたします。

記

1. 対象者

子育てのための施設等利用給付認定新2号・新3号の児童

2. 提出書類

- (1) 子育てのための施設等利用給付認定等現況届
- (2) 父母が家庭で児童を保育することができないことを証明する書類

項目	提出書類
就労 育児休業	「就労証明書」(ホームページにもPDF版、エクセル版掲載あり) 証明日が令和7年8月1日以降の「就労証明書」を取得・提出してください。
求職活動 ※就労を開始している場合のみ	「就労証明書」 別途、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」を提出してください。
妊娠・出産予定	「母子健康手帳の写し」(表紙と分娩予定日の記載部分)
就学・職業訓練	「学校の在籍証明書」 「授業の時間割表」(授業時間と日程が確認できるもの)
疾病・障がい	「医師の診断書」(家庭保育が困難な旨の記載があり、3か月以内のもの) 「心身障がいに係る各種手帳の写し」(氏名、等級が確認できる部分)
同居親族の 介護・看護	「医師の診断書」(常時介護・看護が必要な旨の記載があり、3か月以内のもの) 「介護・看護スケジュール」(1日の流れが確認できるもの)
災害復旧	「り災証明書等」

※認定こども園に「1号」で入園していて、「2号」への変更を希望する場合は、別途「教育・保育給付認定変更申請書」の提出が必要です。

(裏面に続きます)

3. 提出方法及び提出先

下記のいずれかの方法でご提出ください。

①紙での提出

幼稚園、認定こども園在園の方…現在入園中の幼稚園・認定こども園へ提出

認可外保育施設利用の方…春日部市役所保育課へ提出

②電子申請による提出（受付期間は令和7年8月1日（金）からです）

今年度より電子申請でも提出が可能となりました。

下記のURLまたはQRコードより、電子申請を行ってください。

[https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/
hoikuka/gyomuannai/9/1/2/32026.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/hoikuka/gyomuannai/9/1/2/32026.html)



4. 提出期間

令和7年8月1日（金）から令和7年8月22日（金）まで

5. 子育てのための施設等利用給付認定の変更等について

提出いただいた書類に基づき、現在の保育の必要性の確認をします。その結果、子育てのための施設等利用給付認定が変更となることがあります。

また、保育の必要性が認められない場合、新1号認定への変更、または新2号・新3号認定の取り消しとなります。

その場合、追加で子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書等の提出を求められることがあります。

また、新制度未移行幼稚園を利用される方で新2号または新3号認定から新1号認定への認定変更を希望する場合、別途手続きが必要となります。子育てのための施設等利用給付認定変更申請書等を提出してください。

6. その他

必要に応じてその他必要書類を提出いただく場合や、提出書類の不備などにより、後日再提出をお願いする場合があります。なお、提出いただいた書類はお返しできません。

お問い合わせ先

担当：こども未来部保育課 保育・給付担当

電話：048-736-1139